

■用語の説明

あ行

●一時借入金

地方公共団体が、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れる金銭のことです。一時的な収支の不均衡を解消するためのものであるから、当該年度中に償還しなければなりません。

●一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体をいいます。

●一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲となっています。

か行

●形式収支

各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

●経常一般財源

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されない収入。具体的には、地方税（都市計画税等を除く。）、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないものを指します。

●経常収支比率

当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。

この比率が低いほど、一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があるということになります。

●経常損益

営業収益及び営業外収益から、営業費用及び営業外費用を控除したものをいいます。一会計年度における法人の経営成績となります。

●公営企業会計

公営企業会計には、病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法を適用し、民間企業と似た経理を行っているものがあります。

さ行

●債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除く、予算で定められた将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為のことです。

●債務保証

第三セクター等が、金融機関等と締結した消費貸借契約等について、経営破たん等により返済不能となった場合に、市町が代わって返済すること等について、市町が当該金融機関と契約することをいいます。地方道路公社や土地開発公社が締結できることとなっています。

●事業費支弁人件費

普通建設事業費、災害復旧事業費又は失業対策事業費に含めて支出される給与に係る経費。

普通建設事業等に従事した職員の労働は、当該建設事業等により完成した物件に一体化され、その効果は将来にわたって及ぶと考えられるので、これら建設事業等に従事した職員の給与は、投資的経費として把握するものとされています。

●資金不足比率

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

●実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合をいいます。

●実質公債費比率

地方債協議制度移行に伴い、起債制限比率に加えて地方債の許可制限に係る指標として規定されたものです。実質公債費比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上では地域活性化事業等の単独事業に係る地方債の発行が制限され、35%以上になると、これらに加えて一部の一般公共事業債の発行についても制限されます。

●実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

●純資産・正味財産

貸借対照表において、資産の額から負債の額を除いたものをいいます。

●純損益

一定期間における総収益と総費用との差額をいいます。

●将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、県・政令市においては400%、その他市町村においては350%以上となると早期健全化団体となります。

●人口1,000人当たり職員数

平成28年1月1日現在住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数です。
(職員数は、平成28年4月1日現在です。)

●人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成28年1月1日現在住民基本台帳人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額です。
なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

●早期健全化団体・財政再生団体

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値を早期健全化基準といい、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（これら4つの指標を総称して健全化判断比率という。）のそれぞれについて定められています。これら健全化判断比率のいずれかが、基準以上となった場合は、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定しなければなりません。さらに指標が悪化し、財政再生基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

●総収益（歳入）・総費用（歳出）

総収益は、収益的収入（営業収益、営業外収益、特別利益）と資本的収入（企業債、他会計出資金、建設改良補助金等収益に関係のない収入）の合計額をいいます。

総費用は、収益的支出（営業費用、営業外費用、特別損失、予備費）と資本的支出（建設改良費、企業債償還金（元金）等）の合計額をいいます。

●損失補償

第三セクター等が、金融機関等と締結した消費貸借契約等について、経営破たん等により返済不能となった場合に、確定した損失に対して補償することについて、市町が当該金融機関と契約することをいいます。

は行

●法適用・法非適用

地方公営企業法の全部又は財務規定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている事業を法適用企業といいます。

また、地方公営企業法を適用していない事業で、経理事務を官庁会計方式で行っている事業を法非適用企業といいます。

ら行

●ラスパイレス指数

地方公務員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一））の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもので、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響してくることもあります。

●連結実質赤字比率

公営企業を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。